

## 改革計画の公募について（令和4年 第1回）

令和4年1月21日  
特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構

「漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領」第2の2の(2)に基づいて、以下のとおり改革計画を公募します。

中央協議会による認定及びもうかる漁業創設支援事業による支援を受けようとする場合は、応募してください。

### 1 新規認定可能予算額

13億8千万円

（「漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領」第2の2の(1)に基づき決定）

### 2 審査基準（別添1「審査基準比較表」、別添2「新審査基準」）

今回の中央協議会による認定の可否の判断は、別添1「審査基準比較表」の「現在の審査基準」により行いますが、同時に「新審査基準」（詳細は、別添2の「新審査基準」）も併用して試験的な審査を実施します。

（「現在の審査基準」であっても中央協議会での評価が低い改革計画は認定されません。）

### 3 改革計画書の提出に際しての注意点

① 別添2「新審査基準」の右欄に掲げる緑色「◎」は、支援メニューごとの必須項目であるため、改革計画書には全て網羅するよう作成してください。（記載漏れが発生する場合、認定を受けていても、支援ができない場合があります。ご注意ください。）

② 緑色「◎」以外の項目については、必須項目ではありませんので、必ずしも改革計画書に記載する必要はありません。

③ また、改革計画書は、事業実施者が支援を受けて行う実証事業の計画となりますので、実施する考えのない項目については記載いただけません。確実に取組む内容のみを記載してください。（仮に、実施できない項目が含まれる場合、認定された計画と実施内容に齟齬が生じ、国庫補助金の返還義務が発生しますのでご注意ください。）

④ 今回の公募対象となる漁業は、「漁船漁業」です。  
（養殖業は対象となりません。）

### 4 改革計画書の提出期限

令和4年3月4日（金）午後5時まで。

（改革計画の審査・認定を行う中央協議会は、3月下旬に実施される予定です。  
改革計画書提出者には決まり次第別途連絡します。）

## 5 提出方法

- ①提出内容：地域協議会で了承された改革計画書、資料編など添付資料一式  
地域協議会運営事務局担当者及び作業される担当者の連絡先（電話、メール）
- ②提出先：事業主体（水漁機構）
- ③提出方法：以下のメールアドレスまで電子ファイルにて提出  
水漁機構・構造改革班：kozokaikaku@fpo.jf-net.ne.jp

## 6 その他の条件等

- ① 改革計画書の作成者及び提出者は、地域協議会とその事務局となります。
- ② 次に掲げる関係通知等に従うことに同意いただける場合のみ提出が可能ですので、関係通知等をしっかり確認してください。

### （関係通知等）

- ・ 漁業構造改革総合対策事業の注意事項について
- ・ 漁業構造改革総合対策事業について（概要）
- ・ 水産業体質強化総合対策事業実施要綱
- ・ 水産業体質強化総合対策事業交付要綱
- ・ もうかる漁業創設支援事業実施要領
- ・ 漁業改革推進集中プロジェクト運営事業実施要領

※これらの関係通知等は、すべて水漁機構ホームページの「漁業構造改革総合対策事業」のサイトに掲載されています。

- ③ 5年間の事業期間中、計画通りに履行できる漁船を用いること（船齢が古く、途中で代船に依らなければ改革計画の履行が困難となる漁船は用いない）。
- ④ 合理的な理由なく改革計画通り実施しなかった場合は、助成の一部または全部の返還を求める場合があります。
- ⑤ 専門家（中央協議会委員）による現地調査が行われる場合があります。
- ⑥ 提出後であっても、水産庁又は事業主体から記載の修正を求められる場合があります。
- ⑦ 原則として、もうかる漁業創設支援事業の支援を受けた対象漁船の耐用年数期間内に、売却・貸出等により利益を得ることは認められません。仮にそれによって利益を得た場合、もうかる漁業の実証期間中に受けた助成の一部又は全部の返還を求める場合があります。